

関税率法等の一部を改正する法律（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

関税率法（明治四十三年法律第五十四号）

関税率法（明治四十三年法律第五十四号）

（輸入禁制品）

（輸入禁制品）

第二十一条（省略）

第二十一条 同上

2及び3（省略）

2及び3 同上

4 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入せよとする貨物のうちに第一項第五号に掲げる貨物に該当する貨物があるときは、政令で定めるところにより、当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第二十一条の五までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者又は育成者権者（以下この条において「特許権者等」という。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨を通知しなければならない。

4 税関長は、関税法第六章に定めるところに従い輸入せよとする貨物のうちに第一項第五号に掲げる貨物に該当する貨物があるときは、政令で定めるところにより、当該貨物が同号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この条から第二十一条の五までにおいて「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者又は育成者権者及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨を通知しなければならない。

5 税関長は、前項の規定による通知を行う場合には、当該貨物に係る特許権者等に対しては当該貨物を輸入しようとする者及び当該貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所を、当該貨物を輸入しようとする者に対しては当該特許権者等の氏名又は名称及び住所を、併せて通知するものとする。

6 税関長は、第四項の認定手続が執られる貨物の輸入に係る関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告書その他の税関長に提出された書類、当該認定手続において税関長に提出された書類又は当該貨物における表示から、当該貨物を生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかであると認められる場合には、同項の通知と併せて、又は当該通知の後で当該認定手続が執られてい

る間、その氏名若しくは名称又は住所を当該貨物に係る特許権者等に通知するものとする。

7 税関長は、第四項の認定手続を経た後でなければ、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物について第二項の措置をとることができない。

8 税関長は、第四項の認定手続が執られた貨物（次項において「疑義貨物」という。）が第一項第五号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者等及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

9 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者等に対し、その旨を通知するとともに、第四項の認定手続を取りやめるものとする。

一～四（省略）

10 第五項又は第六項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（輸入禁制品に係る申立て手続等）

第二十一条の二（省略）

2及び3（省略）

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について前条第四項の認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、同

5 税関長は、前項の認定手続を経た後でなければ、関税法第六章に定めるところに従い輸入されようとする貨物について第二項の措置をとることができない。

6 税関長は、第四項の認定手続が執られた貨物（次項において「疑義貨物」という。）が第一項第五号に掲げる貨物に該当すると認定したとき、又は該当しないと認定したときは、それぞれその旨及びその理由を当該認定がされた貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者又は育成者権者及び当該認定がされた貨物を輸入しようとする者に通知しなければならない。ただし、次項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

7 税関長は、前項本文の規定による疑義貨物に係る認定の通知をする前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該疑義貨物に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者又は育成者権者に対し、その旨を通知するとともに、第四項の認定手続を取りやめるものとする。

一～四 同上

（輸入禁制品に係る申立て手続等）

第二十一条の二 同上

2及び3 同上

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について前条第四項の認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならない。ただし、同

条第九項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

(申立てに係る供託等)

第二十一条の三 (省略)

2~7 (省略)

8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 供託の原因となつた貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当する旨の同条第八項本文の規定による通知を受けた場合

二 供託の原因となつた貨物について第二十一条第九項の規定による通知を受けた場合

三~五 (省略)

9~11 (省略)

(意見を聴くことの求め等)

第二十一条の四 (省略)

2~7 (省略)

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当すると認定したとき又は同条第九項若しくは第二十一条の三第十項の規定により当該貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。

(認定手続を取りやめることの求め等)

条第七項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

(申立てに係る供託等)

第二十一条の三 同上

2~7 同上

8 第一項又は第二項の規定により金銭を供託した申立人は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

一 供託の原因となつた貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当する旨の同条第六項本文の規定による通知を受けた場合

二 供託の原因となつた貨物について第二十一条第七項の規定による通知を受けた場合

三~五 同上

9~11 同上

(意見を聴くことの求め等)

第二十一条の四 同上

2~7 同上

8 税関長は、第二項本文の規定により特許庁長官の意見を求めた場合において、その求めに係る第四項の規定による意見が述べられる前にその求めに係る貨物が第二十一条第一項第五号に掲げる貨物に該当すると認定したとき又は同条第七項若しくは第二十一条の三第十項の規定により当該貨物について第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。この場合においては、特許庁長官は、第四項の規定による意見を述べることを要しない。

(認定手続を取りやめることの求め等)

第二十一条の五（省略）

2～8（省略）

9 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

- 一 第十二項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要性がなくなったことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

二及び三（省略）

- 四 前三号に掲げるもののほか、第十二項の申立特許権者等が同項の規定による通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求め訴えの提起をしなかつた場合

10及び11（省略）

12 税関長は、前項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者及び当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨を通知しなければならない。

第二十一条の五 同上

2～8 同上

9 第三項の規定により金銭を供託した請求者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その供託した金銭を取り戻すことができる。

- 一 第十三項の申立特許権者等が当該供託した金銭の取戻しに同意したこと、第三項に規定する損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことその他同項に規定する損害の賠償を担保する必要性がなくなったことを税関長に証明し、その確認を受けた場合

二及び三 同上

- 四 前三号に掲げるもののほか、第十三項の申立特許権者等が同項の規定による通知を受けた日から起算して三十日以内に第三項に規定する損害の賠償を求め訴えの提起をしなかつた場合

10及び11 同上

12 税関長は、前項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。

13 税関長は、第十一項の規定により第二十一条第四項の認定手続を取りやめたときは、当該認定手続に係る申立てをした申立特許権者等に対し、その旨並びに当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者の氏名又は名称及び住所（以下この項において「輸入者情報」という。）を通知するものとする。この場合において、当該申立特許権者等は、当該輸入者情報を第三項に規定する損害に係る賠償請求権の行使又は当該貨物に係る特許法第百条第一項若しくは第二項（差止請求権）の規定による請求、実用新案法第二十七条第一項若しくは第二項（差止請求権）の規定による請求若しくは意匠法第三十七条第一項若しくは第二項（差止請求権）の規定による請求の目的以外の目的のために使用してはならない。

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第二条関係）

（納付の手續）

第九条の四 関税（郵便物に係る関税を除く。以下この条において同じ。）を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその関税の収納を行う税関職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

（延滞税）

第十二条（省略）

276（省略）

7 修正申告（偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻し若しくは還付を受けた者が当該関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされた修正申告を除く。）又は更正（偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻し若しくは還付を受けた者についてされた当該関税に係る更正を除く。）があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該修正申告又は更正により納付すべき関税額に係る延滞税については、第一項に規定する日数から当該各号に定める日数を控除して、同項の規定を適用する。

一 当該修正申告又は更正に係る関税について第七条第一項（申告）の規定による申告があつた場合（特例申告の場合にあつては、期限内特例申告書が提出された場合）において、第一項の法定納期限から一年を経過する日後に当該修正申告がされ、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき。その法定納期限から一年を経過する日の翌日から当該修正申告がされ、又は当該更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（第二条関係）

（納付の手續）

第九条の四 関税（郵便物に係る関税を除く。以下この条において同じ。）を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店（郵便局を除く。）を含む。）又はその関税の収納を行う税関職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

（延滞税）

第十二条 同上

276 同上

二 当該修正申告又は更正に係る関税について期限後特例申告書が提出された場合において、その期限後特例申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日後に当該修正申告がされ、又は当該更正に係る更正通知書が発せられたとき、その期限後特例申告書の提出があつた日の翌日から起算して一年を経過する日の翌日から当該修正申告がされ、又は当該更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

8 | (省略)

9 | (省略)

(還付及び充当)

第十三条 (省略)

2 前項の過誤納金を還付し、又は第七項の規定により還付すべき金額を充当する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から還付のため支払決定をする日又は充当をする日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額(以下この条並びに附則第四項及び第五項において「還付加算金」という。)をその還付し、又は充当すべき金額に加算する。

一 更正若しくは第七条の十六第二項(決定)の規定による決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税(当該関税に係る延滞税を含む。)に係る過納金(次号に掲げるものを除く。)(当該過納金に係る関税の納付があつた日)その日が当該関税(過少申告加算税にあつては、その納付の起因となつた関税)の第十二条第八項に規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限)

二及び三 (省略)

3 | 7 | (省略)

(入港手続)

7 | 同上
8 | 同上

(還付及び充当)

第十三条 同上

2 前項の過誤納金を還付し、又は第七項の規定により還付すべき金額を充当する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から還付のため支払決定をする日又は充当をする日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額(以下この条並びに附則第四項及び第五項において「還付加算金」という。)をその還付し、又は充当すべき金額に加算する。

一 更正若しくは第七条の十六第二項(決定)の規定による決定又は賦課決定により納付すべき税額が確定した関税(当該関税に係る延滞税を含む。)に係る過納金(次号に掲げるものを除く。)(当該過納金に係る関税の納付があつた日)その日が当該関税(過少申告加算税にあつては、その納付の起因となつた関税)の第十二条第七項に規定する法定納期限前である場合には、当該法定納期限)

二及び三 同上

3 | 7 | 同上

(入港手続)

第十五条 外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間（その時間が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。第十八条第一項（入出港の簡易手続）において同じ。）以内に政令で定める事項を記載した入港届、積荷目録、船用品目録、旅客氏名表（当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。）及び乗組員氏名表を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならぬ。ただし、入港した開港の所在地を所轄する税関にあらかじめこれらの書類（入港届を除く。）を提出した場合は、その提出した書類については、この限りでない。

2 外国貿易船が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届、積荷目録、旅客氏名表（当該外国貿易船に旅客が搭乗する場合に限る。）及び乗組員氏名表を税関に提出しなければならぬ。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 税関長は、この法律の実施を確保するため必要があるときは、船長又は機長に対し、前二項に規定する書類（入港届及び船舶国籍証書又はこれに代わる書類を除く。）に記載すべき事項を、その入港の前に報告することを求めることができる。この場合において、船長又は機長は、通信設備の損壊又は故障その他のやむを得ない理由がある場合を除き、当該入港の前に当該報告をしなければならぬ。

4 前項の求めがあつた場合において、その入港の前に同項の報告をしなかつた船長は、当該入港の後直ちに当該報告をしなければならぬ。

5 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの（公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。以下「特殊船舶等」という。）が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があ

第十五条 外国貿易船が開港に入港したときは、船長は、入港の時から二十四時間（その時間が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。第十八条第一項（入出港の簡易手続）において同じ。）以内に入港届、積荷目録及び船用品目録を税関に提出するとともに、船舶国籍証書又はこれに代わる書類を税関職員に提示しなければならぬ。ただし、入港しようとする開港の所在地を所轄する税関にあらかじめ積荷目録を提出した場合で当該開港に入港したときは、積荷目録を提出することを要しない。

2 外国貿易船が税関空港に入港したときは、機長は、直ちに政令で定める事項を記載した入港届及び積荷目録を税関に提出しなければならぬ。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

4 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの（公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。以下「特殊船舶等」という。）が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに入港届を税関に提出しなければならない。

ると認めるときは、船長又は機長に対し、政令で定める事項を記載した旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

(出港手続)

第十七条 外国貿易船等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、政令で定める事項を記載した積荷目録、旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

2 (省略)

(総合保税地域の許可)

第六十二条の八 (省略)

2 税関長は、前項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該一団の土地等が、その事業の内容その他の事項を勘案して政令で定める要件を満たす法人により所有され、又は管理されるものであること。

二 六 (省略)

第百十三条 第二十条第一項(不開港出入の許可)の規定に違反した船長又は機長(船長又は機長に代わつてその職務を行う者を含む。以下第百十四条第一号、第三号及び第三号の二並びに第百十五条第一号及び第二号(偽つた書類を提出する等の罪)において同じ。)は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(出港手続)

第十七条 外国貿易船等が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。

2 同上

(総合保税地域の許可)

第六十二条の八 同上

2 税関長は、前項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該一団の土地等が、その事業の内容、株主又は出資者若しくは拠出者の構成その他の事項を勘案して政令で定める要件を満たす法人により所有され、又は管理されるものであること。

二 六 同上

第百十三条 第二十条第一項(不開港出入の許可)の規定に違反した船長又は機長(船長又は機長に代わつてその職務を行う者を含む。以下第百十四条第一号及び第三号(貨物と符合しない積荷目録を提出する等の罪)並びに第百十五条第一号(入出港の簡易手続の規定に違反する罪)において同じ。)は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項若しくは第二項（入港手続）若しくは第十七条第一項（出港手続）の規定により提出する書類について、偽った書類を提出し、又は第十五条第三項若しくは第四項の規定による報告について、偽った報告をした船長又は機長

二（省略）

三 第十五条第一項若しくは第二項（入港手続）、第十七条第一項前段（出港手続）、第二十条第二項（事故に因り不開港に入港したときの届出）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）、第二十二条（沿海通航船等の外国寄港の届出等）若しくは第二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定に違反し、又は第十七条第一項後段（出港手続）の規定による求めに応じなかつた船長又は機長

三の二 第十五条第四項（入港手続）の規定に違反した船長

四、六（省略）

第百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第五項（特殊船舶等の入港届等）の規定により提出する書類について、偽った書類を提出した船長又は機長

二 第十五条第五項前段（特殊船舶等の入港届）、第十八条（入出港の簡易手続）若しくは第二十条第三項（特殊船舶等が不開港に入港したときの届出）の規定に違反し、若しくは第十五条第五項後段（特殊船舶等の旅客氏名表等）の規定による求めに応じなかつた船長若しくは機長又は第十九条（執務時間外の貨物の積卸し）の規定に違反した者

三（省略）

四（省略）

五（省略）

六（省略）

七（省略）

八（省略）

一 第十五条（入港手続）の規定により積荷目録を提出すべき場合において、貨物と符合しない積荷目録を提出した船長又は機長

二 同上

三 第十五条第一項若しくは第二項（入港手続）、第十七条第一項（出港手続）、第二十条第二項（事故に因り不開港に入港したときの届出）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）、第二十二条（沿海通航船等の外国寄港の届出等）若しくは第二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定に違反し、又は第十五条第三項（入港手続）の規定による求めに応じなかつた船長又は機長

四、六 同上

第百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第四項（特殊船舶等の入港届）、第十八条（入出港の簡易手続）若しくは第二十条第三項（特殊船舶等が不開港に入港したときの届出）の規定に違反した船長若しくは機長又は第十九条（執務時間外の貨物の積卸し）の規定に違反した者

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

六 同上

七 同上

第百十六条 重大な過失により第百十三条（許可を受けないで不開港に出入する罪）（第百十三条の三（偽った申告をする等の罪）（第百十四条（偽った書類を提出する等の罪）（第五号を除く。）又は前条（第五号及び第六号を除く。）の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

第百十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産について、第百九条から第百十二条まで（禁制品を輸入する罪・禁制品を保稅地域に置く等の罪・関稅を免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する罪・密輸貨物の運搬等をする罪）（第百十二条の二（用途外に使用する等の罪）（第百十三条の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）（第百十三条の三（偽った申告をする等の罪）（第百十四条第二号若しくは第四号から第六号まで（郵便物について偽った証明をする等の罪）（第百十五条第三号から第八号まで（許可を受けないで見本を一時持ち出す等の罪）又は前条に該当する違反行為（同条中第百十三条（許可を受けないで不開港に出入する罪）（第百十四条第一号、第三号及び第三号の二並びに第百十五条第一号及び第二号（偽った書類を提出する等の罪）に係るものを除く。）をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

274 (省略)

第百十六条 重大な過失により第百十三条（許可を受けないで不開港に出入する罪）（第百十三条の三（偽った申告をする等の罪）（第百十四条（貨物と符合しない積荷目録を提出する等の罪）（第五号を除く。）又は前条（第四号及び第五号を除く。）の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

第百十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産について、第百九条から第百十二条まで（禁制品を輸入する罪・禁制品を保稅地域に置く等の罪・関稅を免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する罪・密輸貨物の運搬等をする罪）（第百十二条の二（用途外に使用する等の罪）（第百十三条の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）（第百十三条の三（偽った申告をする等の罪）（第百十四条第二号若しくは第四号から第六号まで（郵便物について偽った証明をする等の罪）（第百十五条第二号から第七号まで（許可を受けないで見本を一時持ち出す等の罪）又は前条に該当する違反行為（同条中第百十三条（許可を受けないで不開港に出入する罪）（第百十四条第一号及び第三号（貨物と符合しない積荷目録を提出する等の罪）（並びに第百十五条第一号（入出港の簡易手続の規定に違反する罪）に係るものを除く。）をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

274 同上

関税法（第三条関係）

目次

- 第一章～第七章の二（省略）
- 第八章 不服申立て（第八十九条 第九十三条）
- 第九章 雑則（第九十四条 第八八条の三）
- 第十章及び第十一章（省略）
- 附則

第九章 雑則
（帳簿の備付け等）

第九十四条 申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。次項において同じ。）を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第六十八条第二項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条から第九条の二まで（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の変更・電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）及び第十一条第一項（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。

関税法（第三条関係）

目次

- 第一章～第七章の二 同上
- 第八章 不服申立て（第八十九条 第九十四条）
- 第九章 雑則（第九十五条 第八八条の三）
- 第十章及び第十一章 同上
- 附則

第九十四条 削除
第九章 雑則

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>読み替える電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>国税関係帳簿の全部又は一部</p>	<p>関税法第九十四条第一項（帳簿の備付け等）の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿（以下「<u>関税関係帳簿</u>」という。）</p>
<p>第四条第二項</p>	<p>納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「<u>所轄税務署長等</u>」という。）</p>	<p>当該貨物の輸入予定地を所轄する税関長（以下「<u>所轄税関長</u>」という。）</p>
<p>第四条第二項</p>	<p>国税関係書類の全部</p>	<p>関税法第九十四条第一項の規定により保存を</p>

	<p>第五条第一項</p>	<p>国税関係帳簿の全部又は一部</p>	<p>国税関係帳簿</p>
	<p>第五条第三項</p>	<p>国税関係帳簿書類（以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」という。）</p>	<p>国税関係帳簿書類又は国税関係帳簿又は国税関係帳簿書類をいう。以下同じ。（以下「電磁的記録に係る承認済国税関係帳簿書類」という。）の全部</p>
	<p>第六条第一項</p>	<p>国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）</p>	<p>国税関係帳簿の備付けを開始する日</p>
	<p>国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿</p>	<p>国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿</p>	<p>国税関係帳簿</p>

	<p>国税関係帳簿の全部又は一部</p>	<p>関税関係帳簿</p>
<p>第六条第六項</p>	<p>税務署長（以下この項において「所轄外税務署長」という。）</p>	<p>税関長（以下この項において「所轄外税関長」という。）</p>
<p>第九条</p>	<p>代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）</p>	<p>代える日</p>

（税関事務管理人）

第九十五条 個人である申告者等（税関関係手続を行うべき者をいう。以下この条において同じ。）が本邦に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、若しくは有しないこととなる場合又は本邦に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である申告者等が本邦にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、税関関係手続及びこれに関する事項（以下この項及び第三項において「税関関係手続等」という。）を処理する必要があるときは、その者は、当該税関関係手続等を処理させるため、本邦に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する者で当該税関関係手続等の処理につき便宜を有するものうちから税関事務管理人を定めなければならない。

（税関事務管理人）

第九十五条 個人である申告者等（税関関係手続を行うべき者をいう。以下この条において同じ。）が本邦に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、若しくは有しないこととなる場合又は本邦に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である申告者等が本邦にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、税関関係手続及びこれに関する事項（以下この項において「税関関係手続等」という。）を処理する必要があるときは、その者は、当該税関関係手続等を処理させるため、本邦に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所）を有する者で当該税関関係手続等の処理につき便宜を有するものうちから税関事務管理人を定めなければならない。

2 (省略)

3 税関関係手続等を処理した税関事務管理人は、当該税関関係手続等に係る申告者等が第七条の九第一項(帳簿の備付け等)及び前条第一項の規定により保存すべきこととされている帳簿書類について、税関長から提示を求められた場合には、当該税関長に当該帳簿書類を提示しなければならない。この場合において、当該申告者等は、当該税関事務管理人に対して、その提示のため必要な便宜を与えなければならない。

4 第一項及び第二項において、「税関関係手続」とは、輸入申告その他この法律又は関稅定率法その他の關稅に關する法律の規定に基づく手続(本邦に入國する者又は本邦から出國する者がその入國又は出國の際に行つものその他政令で定めるものを除く。)をいう。

第百十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (省略)

五 第七条の九第一項又は第九十四条第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

六 八 (省略)

2 同上

3 前二項において、「税関関係手続」とは、輸入申告その他この法律又は関稅定率法その他の關稅に關する法律の規定に基づく手続(本邦に入國する者又は本邦から出國する者がその入國又は出國の際に行つものその他政令で定めるものを除く。)をいう。

第百十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 同上

五 第七条の九第一項(帳簿の備付け等)の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

六 八 同上

2 (省略)

(石油アスファルト等に係る関税の還付)

第七条 関稅定率法別表第二七・一三・一一号若しくは第二七・一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七・一三・一二号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)を製造する者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)が、税関長の承認を受けた製造工場において関税納付済み原油等、同表第二七・一一号若しくは第二七・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)(又は同表第二七・一三項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)(から製造した石油アスファルト等を、平成十七年三月三十一日までに、当該製造工場から移出(政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)(し、又は当該製造工場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等の数量につき一トン当たり百九十円の割合で算出して得た金額に相当する関税を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が当該石油アスファルト等の原料となつた関税納付済み原油等に係る関税の納税者でない場合にあつては、当該関税納付済み原油等につき当該石油アスファルト等製造業者が当該関税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

2 (省略)

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から平成十六年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条及び別表第

2 同上

(石油アスファルト等に係る関税の還付)

第七条 関稅定率法別表第二七・一三・一一号若しくは第二七・一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七・一三・一二号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)を製造する者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)が、税関長の承認を受けた製造工場において関税納付済み原油等、同表第二七・一一号若しくは第二七・一九号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)(又は同表第二七・一三項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物(本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。)(から製造した石油アスファルト等を、平成十六年三月三十一日までに、当該製造工場から移出(政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)(し、又は当該製造工場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等の数量につき一トン当たり百九十円の割合で算出して得た金額に相当する関税を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が当該石油アスファルト等の原料となつた関税納付済み原油等に係る関税の納税者でない場合にあつては、当該関税納付済み原油等につき当該石油アスファルト等製造業者が当該関税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

2 同上

(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

第七条の三 平成七年度から平成十五年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条及び別表第

一の六において「輸入基準数量」という。()を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(以下この条において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。)の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。)に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

277 (省 略)

(課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成十六年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関税の額は、関税定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

一の六において「輸入基準数量」という。()を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(以下この条において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、関税定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、同法別表に定める税率(別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税率(第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。)のうちいずれか低いもの(関税についての条約の特別の規定及び同法第五条(便益関税)の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。)の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める税率。以下この条及び次条において「通常の関税率」という。)に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。

277 同 上

(課税価格が発動基準価格を下回つた場合の特別緊急関税)

第七条の四 平成七年度から平成十五年度までの各年度において、別表第一の七に掲げる物品のうち、課税価格(数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が発動基準価格(昭和六十一年から昭和六十三年における当該物品の課税価格の加重平均価格又はこれにより難い場合には政令で定めるところにより算出される価格として財務大臣が告示する価格をいう。以下この条及び別表第一の七において同じ。)を下回るものに課する関税の額は、関税定率法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、通常の関税率により算出した関税の額に相当する額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した額を加算した額とする。

- 一～四 (省略)
- 2及び3 (省略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成十六年度までの各年度において、関稅定率法別表第二の一に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第二・二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。)(について、それぞれ次の各号に掲げる場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

- 一及び二 (省略)
- 2及び3 (省略)

(生きてゐる豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成十六年度までの各年度において、関稅定率法別表第一の一三・九二号に掲げる豚(生きてゐるものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きてゐる豚」という。)(並びに同法別表第二三・一一号の二、第二三・一二号の二、第二三・一九号の二、第二三・二二号の二、第二三・二三号の二及び第二三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二六・三三号の二の(二)及び第二六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第二二・一一号、第二二・一二号、第二二・一九号及び第二二・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六・二四一号の一、第一六・二四二号の一及び第一六・二四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)(について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きてゐる豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入され

- 一～四 同上
- 2及び3 同上

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成十五年度までの各年度において、関稅定率法別表第二の一に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)(又は同表第二・二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。)(について、それぞれ次の各号に掲げる場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

- 一及び二 同上
- 2及び3 同上

(生きてゐる豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成十五年度までの各年度において、関稅定率法別表第一の一三・九二号に掲げる豚(生きてゐるものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きてゐる豚」という。)(並びに同法別表第二三・一一号の二、第二三・一二号の二、第二三・一九号の二、第二三・二二号の二、第二三・二三号の二及び第二三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二六・三三号の二の(二)及び第二六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第二二・一一号、第二二・一二号、第二二・一九号及び第二二・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六・二四一号の一、第一六・二四二号の一及び第一六・二四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)(について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きてゐる豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入され

るものに課する関税の率は、別表第一の三第一一三・九二号の(1)中、「同表第一項第一号」とあるのは、「同表第一項第二号」と、同表第一一三・一一号の二の(1)中、「同表第二項第一号」とあるのは、「同表第二項第二号」と、同表第一一三・一二号の二の(1)中、「同表第三項第一号」とあるのは、「同表第三項第二号」と、同表第一一三・一一号の(1)中、「同表第四項第一号」とあるのは、「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二（省略）

2 平成七年度から平成十六年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3～6（省略）

7 財務大臣は、平成七年度から平成十六年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

るものに課する関税の率は、別表第一の三第一一三・九二号の(1)中、「同表第一項第一号」とあるのは、「同表第一項第二号」と、同表第一一三・一一号の二の(1)中、「同表第二項第一号」とあるのは、「同表第二項第二号」と、同表第一一三・一二号の二の(1)中、「同表第三項第一号」とあるのは、「同表第三項第二号」と、同表第一一三・一一号の(1)中、「同表第四項第一号」とあるのは、「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一及び二 同上

2 平成七年度から平成十五年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（以下この条において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々月の初日（以下この条において「第二項に係る発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3～6 同上

7 財務大臣は、平成七年度から平成十五年度までの各年度において、当該年度の初日から毎月末までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を翌月末日までに、当該年度中の豚肉等の輸入数量が第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合には、その旨及び第二項に係る発動日（第三項に規定する重複期間がある場合には、当該重複期間の開始の日）をその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の六、第八条の七関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
二五 一・	<p>塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）（純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水</p> <p>一 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（鐵金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七 % 以上のもの及び凝結させたまものに限るものとし、水溶液を除く。）</p>	<p>一キログラムにつき二 円五 銭</p>

別表第一 暫定関税率表（第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の六、第八条の七関係）

関税率法 別表の番号	品名	税率
二五 一・	<p>塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）（純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水</p> <p>一 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（鐵金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七 % 以上のもの及び凝結させたまものに限るものとし、水溶液を除く。）</p>	<p>一キログラムにつき二 円九 銭</p> <p>(1) 平成一六年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>(2) 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日までに輸入されるもの</p>

二七二・二一

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) (省略)
灯油

B その他のもの

(1) (省略)

(2) その他のもの

(i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(ii) その他のもの

平成一八年三月三十一日
までに輸入されるもの

(iii) 軽油

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(2) その他のもの

平成一八年三月三十一日まで

一キロリツ

トルにつき

二六円

一キロリツ

トルにつき

五六四円

一キロリツ

トルにつき

二五円

二七二・二一

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 同上
灯油

B その他のもの

(1) 同上

(2) その他のもの

平成一八年三月三十一日
までに輸入されるもの

(iii) 軽油
平成一八年三月三十一日までに
輸入されるもの

一キロリツ

トルにつき

五六四円

一キロリツ

トルにつき

一、二五七
円

二七一・一九	に輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 一、二五七 円
	その他のもの	
	一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）	
	(一) 灯油	
	B その他のもの	
	(1) (省略)	
	(2) その他のもの	
	(i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリツ トルにつき 二六円
	(ii) その他のもの	
	平成一八年三月三十一日 までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 五六四円
	(二) 軽油	
	(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	一キロリツ トルにつき 二五円

二七一・一九	に輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 一、二五七 円
	その他のもの	
	一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）	
	(一) 灯油	
	B その他のもの	
	(1) 同上	
	(2) その他のもの	
	平成一八年三月三十一日 までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 五六四円
	(二) 軽油	
	平成一八年三月三十一日までに 輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 一、二五七 円

(三) (省略)	(2) その他のもの 平成一八年三月三十一日まで に輸入されるもの
円	一、二五七 トルにつき 一キロリッ

(三) 同上	
	円

別表第一の二 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定税率表(第 七条 第七条の二 第七条の六関係)

別表の番号	関税定率法	品名	税率					
			平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成十年四月一日から	平成十一年四月一日から	平成十二年四月一日から
(省略)		の	の	の	の	の	の	の
			の	の	の	の	の	の
			の	の	の	の	の	の
			の	の	の	の	の	の
			の	の	の	の	の	の
			の	の	の	の	の	の

別表第一の二の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表(第 七条の六関係)

項名	号名	基準輸入価格					
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成十年四月一日から	平成十一年四月一日から	平成十二年四月一日から
(省略)		の	の	の	の	の	の
		の	の	の	の	の	の
		の	の	の	の	の	の
		の	の	の	の	の	の
		の	の	の	の	の	の
		の	の	の	の	の	の

別表第一の二 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定税率表(第 七条 第七条の二 第七条の六関係)

別表の番号	関税定率法	品名	税率					
			平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成十年四月一日から	平成十一年四月一日から	平成十二年四月一日から
同上		の	の	の	の	の	の	の
			の	の	の	の	の	の
			の	の	の	の	の	の
			の	の	の	の	の	の
			の	の	の	の	の	の
			の	の	の	の	の	の

別表第一の二の二 生きている豚及び豚肉等に係る基準輸入価格表(第 七条の六関係)

項名	号名	基準輸入価格					
		平成七年四月一日から	平成八年四月一日から	平成九年四月一日から	平成十年四月一日から	平成十一年四月一日から	平成十二年四月一日から
同上		の	の	の	の	の	の
		の	の	の	の	の	の
		の	の	の	の	の	の
		の	の	の	の	の	の
		の	の	の	の	の	の
		の	の	の	の	の	の

別添第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別加算開税率表（第七条の二関係）

項 名	品 目	税 率	
		税	率
わきの で輸入さ るもの	平成七年四月 一日から 平成九年三 月三十一日	平成七年四月 一日から	平成八年四月 一日から
		平成八年四月 一日から	平成九年四月 一日から
		平成九年四月 一日から	平成十年四月 一日から
		平成十年四月 一日から	平成十一年四月 一日から
		平成十一年四月 一日から	平成十二年四月 一日から
		平成十二年四月 一日から	平成十三年四月 一日から

別添第一の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の暫定措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

項 名	品 目	税 率	
		税	率
わきの で輸入さ るもの	平成七年四月 一日から 平成九年三 月三十一日	平成七年四月 一日から	平成八年四月 一日から
		平成八年四月 一日から	平成九年四月 一日から
		平成九年四月 一日から	平成十年四月 一日から
		平成十年四月 一日から	平成十一年四月 一日から
		平成十一年四月 一日から	平成十二年四月 一日から
		平成十二年四月 一日から	平成十三年四月 一日から

別添第二の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別加算開税率表（第七条の二関係）

項 名	品 目	税 率	
		税	率
わきの で輸入さ るもの	平成七年四月 一日から 平成九年三 月三十一日	平成七年四月 一日から	平成八年四月 一日から
		平成八年四月 一日から	平成九年四月 一日から
		平成九年四月 一日から	平成十年四月 一日から
		平成十年四月 一日から	平成十一年四月 一日から
		平成十一年四月 一日から	平成十二年四月 一日から
		平成十二年四月 一日から	平成十三年四月 一日から

別添第二の八 生きている豚及び豚肉等に係る関税の暫定措置に係る暫定開税率表（第七条の六関係）

項 名	品 目	税 率	
		税	率
わきの で輸入さ るもの	平成七年四月 一日から 平成九年三 月三十一日	平成七年四月 一日から	平成八年四月 一日から
		平成八年四月 一日から	平成九年四月 一日から
		平成九年四月 一日から	平成十年四月 一日から
		平成十年四月 一日から	平成十一年四月 一日から
		平成十一年四月 一日から	平成十二年四月 一日から
		平成十二年四月 一日から	平成十三年四月 一日から

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）（附則第六条関係）

（入出港手続の免除）

第五条 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用機」という。）には、関税法第十五条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、適用しない。ただし、同法第十五条第一項及び第二項に規定する入港届及び積荷目録並びに同法第十七条に規定する出港届は、提出しなければならない。

2 （省略）

3 第一項ただし書の規定により公用船の船長又は公用機の機長が入港届を提出した場合において、税関長は、関税法の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該船長又は機長に対し、旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

4 合衆国の安全を保持するためその他これに類する事由により、第一項ただし書及び前項並びに関税法第二十条の規定により難いときは、これらの規定は、適用しない。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）（附則第六条関係）

（入出港手続の免除）

第五条 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの（以下「公用機」という。）には、関税法第十五条第一項、第二項及び第四項、第十六条から第十九条まで、第二十一条から第二十三条まで並びに第二十五条の規定は、適用しない。但し、同法第十五条第一項に規定する入港届及び積荷目録、同条第二項に規定する入港届並びに同法第十七条に規定する出港届は、提出しなければならない。

2 同上

3 合衆国の安全を保持するためその他これに類する事由により、第一項但書、関税法第十五条第三項及び第二十条の規定により難いときは、これらの規定は、適用しない。